

建設汚泥処理物の自ら利用をお考えの事業者様へ

建設工事に伴い生じた産業廃棄物は廃棄物処理法に沿って、適正に処理するのが原則です。
杭打工事等で発生した建設汚泥をセメント等の固化剤により処理し、排出事業者が利用する場合には注意が必要です。

建設汚泥とは



杭打工事などで排出される泥状のもの

建設汚泥処理物とは



建設汚泥にセメント等の固化剤を混練し、流動性を有する状態で安定化させたものなど

建設汚泥処理物を建設資材として自ら利用する場合の条件

1. 建設汚泥処理物が客観的価値が認められるものであること(廃棄物該当性の判断)
2. 生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのない形態で利用(利用用途、処理方法、品質の確保)

※自ら利用：他人に有償売却できる性状のものを排出事業者が自ら利用すること

廃棄物該当性の判断（5つの指標）

1. 物の性状
 2. 排出の状況
 3. 通常の取扱い形態
 4. 取引価値の有無
 5. 占有者の意思
- ➡ 総合的に勘案して排出事業者が判断

※建設汚泥処理物を土砂と称して処理料金に相当する金品を渡し、残土処分場に埋め立てることは不法投棄と見なされるので注意が必要。

利用用途

1. 工作物・建築物の埋め戻し
 2. 土木構造物の裏込め等
- ➡
- ・建設汚泥処理物が利用用途に応じた品質であることを確保
 - ・生活環境の保全上の支障が生じないようにすることが必要

処理方法

セメント等固化剤による固化、脱水、乾燥等の処理方法

➡ 建設汚泥の性状、発生量、利用目的等に応じて、適切な処理方法を選定

品質の確保

1. 泥状でないことを判断するため、コーン指数が概ね 200 kN/m^2 または一軸圧縮強度が概ね 50 kN/m^2 よりも大きい値であることを確認
2. 建設資材としての利用用途に応じたコーン指数の品質基準値を満足することを確認
3. 建設汚泥を処理のためにセメント及びセメント系固化剤を使用した場合、建設汚泥処理物の六価クロム溶出量が土壤環境基準値 (0.05 mg/L) 以下であることを確認

※建設汚泥処理物が有害物質を含有する場合や高いアルカリ性を有し周辺水域へ影響を与える場合は、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるため、産業廃棄物として適切に管理する必要有。

※汚染土壌は国土交通省の「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等」に基づく再生利用の対象外。

書類の作成

建設汚泥処理物の自ら利用を行う際、神戸市への届出は不要ですが、より適正な再生利用を図る観点から、処理方法、利用用途等を記載した「利用計画書」を工事着手前に作成し、その実施状況を記録するとともに、これら書類は発注者から確認を受けて、一定期間、保管してください。